

講習会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン

一般財団法人 北海道剣道連盟

令和5年7月12日付で、公益財団法人全日本剣道連盟が大会と審査会のガイドラインを改定しました。北海道剣道連盟においてもこの内容を踏襲して講習会のガイドラインを改定いたします。この講習会ガイドラインを参考に、地域及び各剣連の特性に合わせた運用に配慮し、安全な講習会実施にあたるようにしてください。

なお、本ガイドラインの規定と講習会資料等との内容に齟齬が生じる場合、当面は本ガイドラインの規定を優先します。また、感染症の状況や講習会会場が所在する市町村、大会会場となる施設の方針により、逐次、講習会ガイドラインの見直し等により安全性の確保を図る予定ですので、ご留意ください。

=ガイドライン=

【講習会を開催するにあたって】

1. 政府・行政・各自治体の方針に基づき、剣道の特性を考慮した各種対応を実施する。
2. 開催場所が所在する市町村等自治体及び会場となる施設の方針を遵守するものとする。また、自治体や施設には感染対策について事前に相談を行い、了承を得たうえで各種対応を実施する。
3. 今後、政府や各自治体、専門家から、新しい見解が示された場合は、随時、本ガイドラインの見直しを行う。
4. 本ガイドラインの内容について、受講者、関係者全員に周知し、意識・知識・行動を統一する。また、講習会の運営に関係するすべての関係者にも、理解と協力を要請する。（関係者とは受講者付添い・受講者関係者・講師・役員・係員・剣道連盟関係者のことをいう。）
5. 受講者並びに関係者は、講習会ガイドラインを遵守し、安全な講習会の運営に協力する。
6. 講習会スケジュールを策定するにあたっては、入場・受付の密集を避けるため受付時間を幅広く取る、トイレ・休憩室の密集を避けるため休憩時間を長くするなど、全体として余裕を持った時間割とする。

【受講及び運営にあたって】

1. 講習会への参加について

(1) 以下に該当する者は参加できない。

①基礎疾患のある者

基礎疾患のある者とは、「糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方など」をいう。

ただし、これらの者が参加を希望する場合は、主治医の承認を得るものとする。

②発熱のある者（個人差があるが、一般的には37.5度以上ある者をいう）。

③咳・咽頭痛など風邪の様な症状がある者、その他体調がよくない者。

④同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。

⑤過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。

2. 日常生活における感染予防

講習会に参加する関係者へは、ワクチン接種を推奨する。そして、普段の生活の中で、最大限の感染予防に努め、特に以下の点を遵守する。また、その家族、近親者においても協力を求める。

(1) 3密（密集・密閉・密接）を避ける。

(2) 手洗い・消毒、フィジカル・ディスタンスの確保を励行する。

(3) 窓などの開放による室内の積極的な換気を励行する。

マイクロ飛沫が、屋内に長時間滞留することのないよう、窓やドアなどを可能な限り開放し、換気扇や扇風機等の積極的な使用により、空気が十分に流れるようにする。

(4) 講習会に参加する関係者は、発熱や咳、倦怠感等の特有症状を認めた場合には、出勤（通学）見合わせ・早退・医療機関の受診などの対応を速やかに行うこととする。

3. 新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の対応

(1) 発熱した場合

①体温が37.5度以上の場合

講習会に参加する関係者（以下同じ）は、起床時の検温で37.5度以上であった場合および前述の症状が見受けられた場合には、医療機関を受診し、医師の判断を仰ぐ。

②37.0度以上の体温が2日間続いた場合

起床時、もしくは就寝時の検温で、37.0度から37.4度が2日連続で続いた場合も、上記と同様とする。

4. 講習会開催時の主催者による感染予防対策（講習会前日を含む）

(1) 受講者・関係者の入場・受付

①受講者・関係者に、講習会参加及び会場入場に当たって、受付を行う。なお、受付は、ロビー等可能な限り広い場所で実施する。

②会場入口にて検温を実施し37.5度以上あるものは入場させない。

③会場入口に消毒液を設置し、入場時に消毒を徹底させる。

④入場口を広くしたり、多数の係員を配置したりするなど、受講者並びに関係者が施設に入場する時、行列にならないよう配慮する。

(2) 講習会会場の換気および空調の対策

①ドアは可能な限り開放し風通しを確保する。

②外気からの風通しを十分に確保できない箇所は、空調の強化のほか、工業用送風機等の積極的な使用により、空気が十分に流れるような対策を実施する。

③通風・換気の確認のためCO₂モニターの使用を推奨する。

(3) 更衣室・待機場所ほか控室・トイレなどの環境整備

①更衣室・控室はスペースを確保し、間接的な接触を解消できるようにする。

②更衣室・控室は、できるだけ向かい合う2つのドアや窓を開け、風通しを確保する。

③トイレには消毒液・ペーパータオルを設置する。

④受講者・関係者は、会場内でも、手洗い、うがい、アルコールによる除菌消毒に努める。また、トイレはふたを閉めてから流す。

⑤手洗い、うがいの場所をなるべく多く確保し、可能な限り多くの場所にアルコール消毒液等を配置する。

(4) 打ち合わせ

①講師・役員・係員等の打ち合わせ

打ち合わせの際は各講師等の席を指定する。

②その他会議や打ち合わせ

できる限り風通しのよい場所で、窓やドアの開放および扇風機の併用により換気を確保し、適切な参加人数、互い違いに座るなど相互の距離（1メートル以上）に十分に配慮する。

5. その他の注意

(1) 時間に余裕を持って行動するように求める。

(2) 受講者、講師、役員等の必要以上の接触は避ける。

【受講者（付添い含む）の心得】

1. 講習会期間中の注意

(1) ホテルでは部屋の換気を行う。

2. 講習会期間中の移動

(1) 移動前後には必ず手洗いと手指の消毒、うがいを実施する

3. 講習会当日の注意

(1) 起床時、体温測定（起床時）と次の体調確認を行う。

咽頭痛、咳、嗅覚異常、味覚異常、強い倦怠感、その他の症状(頭痛・腹痛・下痢・嘔吐等)

(2) 施設に入場後、受付を行い、受付終了者は、指定された場所に移動し、待機する。

(3) 更衣室は更衣のみとし、密を避けるために更衣が終わったら速やかに退出する。

(4) 食事について

指定された場所以外で食事しない。

(5) 時間に余裕を持って行動する。

4. 受講中の注意

(1) 面マスクまたは、シールド着用（マスクは口と鼻を確実に覆うものとする。シールドは口元を覆うものとし、形状の指定はしない）シールド着用の場合には、シールド下部に飛沫防止用のフィルタースポンジを着用することが望ましい。

【講習会終了後について】

1. 講習会に参加した受講者・関係者が罹患と診断された場合の報告と対応

(1) 講習会終了後、1週間以内に医師により罹患と診断された場合は、医師の指示に従って対応し、道剣連事務局へ至急連絡する。

以上